武蔵大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

平成21年4月16日　大学協議会制定　2023年9月14日一部改正

（目的）

第1条　大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第11条及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条の3に基づき、教員の専門能力の組織的開発を促進するため、武蔵大学にファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「FD委員会」という。）を置く。

（業務）

第2条　FD委員会は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

（1）教育活動の組織的改善に関すること。

（2）教員の教育活動に係る専門能力向上のための研修計画立案・実施・分析に関すること。

（3）学生による授業評価アンケートの企画・実施・分析に関すること。

（4）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（FD委員会の構成）

第3条　FD委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

（1）学長の指名する専任教員

（2）全学教務委員長

（3）学部選出委員　各1名

（4）リベラルアーツアンドサイエンス教育センター選出委員　1名

（5）研究科選出委員　各1名

（6）大学企画課長

（7）教務課長

（8）その他FD委員長が指名する者

2　FD委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

3　委員長が必要と認めたときは、副委員長を置くことができる。

4　委員長は、FD委員会を招集し、その議長となる。

5　第1項第5号の委員は、第1項第3号又は第4号の委員と兼務することができる。

6　委員の任期は役職である者についてはその在任中とし、その他の者については2年とする。ただし、再任を妨げない。

（小委員会）

第4条　業務の実施のために、小委員会を置く。

2　小委員会は、FD委員長が指名する委員をもって組織する。

3　小委員会に委員長を置き、FD委員長をもって充てる。

4　小委員長は、小委員会を招集し、その議長となる。

5　小委員会には学部ごとの部会を設けることができる。

（小委員会委員以外の者の出席）

第5条　小委員会が必要と認めたときは、小委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（所管）

第6条　この規程に関する所管部署は、大学企画課とする。

（改廃）

第7条　この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が行う。